

財団法人 日本健康文化振興会寄附行為

第1条 本会は財団法人日本健康文化振興会と称する。

第2条 本会は主たる事務所を東京都杉並区阿佐谷南1丁目14番地1号に置く。

第1章 目的及び事業

第3条 本会は科学的な生活新体制を研究し健康文化の振興をはかり、新日本建設に寄与するを以て目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成する為左の事業を行う。

1. 国民の健康文化生活に関する事業及びに調査研究
2. 健康文化生活の指導
3. 健康文化地区の設定（身体障害者、小児麻痺患者の療養所、福祉厚生施設を含む）
4. 保健技術者の養成並びに再訓練
5. 福祉厚生及び環境衛生、公衆衛生に関する事業
6. 保健衛生に関する諸官庁、諸団体との連絡
7. その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 財源及び会計

第5条 本会の資産は左に掲げるものとする。

1. 別紙財産目録記載の財産
2. 資産より生ずる収益
3. 寄附金品
4. その他の収入

第6条 本会の資産中現金は郵便官署その他確実なる銀行に預け入れ、或は信託会社に信託し又は国際証券若しくは確実なる有価証券を買い入れる。（但し理事会決議を経て不動産を買い入れることを得）

第7条 本会に基本財産を設く。

基本財産は別紙財産目録中基本財産として指定せられたるもの及び理事会

の議決を経て繰入れたる財産を以てす。

基本財産の元本は他の資産と区別して管理し、之を処分することを得ず。但し止むを得ざる理由ある場合は理事会の議決を経、評議員の同意を得、厚生大臣の許可を得て之を処分することを得。

基本財産の管理の方法は理事会の議決を経て之を定む。

第 8 条 本会の経費は資産を以て充つ。

第 9 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

会計年度の終りに於て剰余金あるときは理事会の議決を経て其の全部若しくは一部を基本財産に繰入れるものとする。

第 10 条 本会の事業計画及び予算は会計年度開始前に、また事業報告及び決算は年度終了後 3 ヶ月以内に監事の監査を経たる上、それぞれ理事会及び評議員会の議決を経て厚生大臣に届け出るものとする。

第 11 条 本会は理事会の議決を経て特別会計を設けることを得。

第 3 章 役員、評議員、顧問及び職員

第 12 条 本会に左の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 2 名以内

理事長 1 名

理 事 5 名以上 9 名以内（内常務理事 2 名以内）

監 事 2 名

評議員 10 名以上 20 名以内

第 13 条 会長及び副会長は評議会に於て之を選任する。

会長は会務を総理する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理す。

第 14 条 理事長は理事中より理事の互選により会長之を委嘱す。

理事長は本会を代表し、且会長の命を受け会務を執行す。

理事長事故ある時は理事長の指名したる理事之を代理す。

第 15 条 本会理事は評議員会の議を経て会長之を委嘱す。

理事は会務を掌理す。

常務理事は理事の互選に依り会長之を委嘱す。

常務理事は常務を掌理す。

第 16 条 監事は評議会の議決を経て会長これを委嘱す。但し、理事の職にあるも

のは之を兼ねることを得ず。

監事は会計、財務、及び業務の執行状況等を監査す。監事は監査の結果、不整の事実を発見したるときはこれを理事会及び評議員会に報告するものとす。

第 17 条 評議員は理事会の議を経て会長之を委嘱す。

第 18 条 役員及び評議員の任務は 2 年とす。但し、再任を妨げない。尚、役員、評議員は任期の満了後といえども後任者が就任する迄其の任に当たるものとす。

第 19 条 本会に顧問を置くことを得。

顧問は評議員会の同意を経て会長これを委嘱す。

顧問は会長の諮問に応ず。顧問の任期は 2 年とす。但し再任は妨げない。

第 20 条 本会に職員を置き、事務に従事せしむ。

職員に関する事項は別に之を定む。

第 4 章 施設と経営

第 21 条 本会は国民の健康文化生活を育成する為、適當なる地区を選び会館、体育館、養成所、研究所、療養所、福祉厚生施設、等を建設しこれを経営す。

第 5 章 支部及び会員

第 22 条 本会は必要なる地域に支部を置くことを得。

第 23 条 本会に会員を置く。

会員は本会に功労ある者及び本会の趣旨に賛同し規定の申込をなしたる者の内より会長之を推薦す。

第 24 条 会員にして会の体面を汚す行為ありたる時は理事全員の同意を経て会長之を除名することを得。

第 6 章 会 議

第 25 条 評議員会は会長、理事長、監事及評議員を以て之を組織し会長之を招集す。評議員会はこの寄付行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な

事項について審議す。評議員会の議長は会長之に当る。評議員会は年1回以上これを開く。但し会長に於て必要と認めたる時、または評議員の3分の1以上若しくは監事に於て会議の目的たる事項を示して書面により請求ありたる時は、会長之を招集するものとす。

第26条 評議員会は評議員の2分の1以上出席するに非ざれば、開会することを得ず。

第27条 評議員会の決議は出席者の過半数を以て之を決す。

可否同数なるときは議長の決するところに依る。

第28条 評議員会は書面を以て又は他の評議員を代理として表決を為すことを得。

前項の評議員は之を出席者と看做す。

第29条 評議員会の議事録には議長及び出席評議員から選出された議事録署名人2名が署名押印す。

第30条 理事会は理事長及び理事を以て組織し、理事長之が議長となる。

理事会は年2回之を開く。但し理事長に於て必要と認めたる時、また理事の3分の1以上、若しくは監事に於て会議の目的たる事項を示して書面により請求ありたる時は、理事長之を招集するものとす。

理事会はここに定めるものの外本会の重要事項を議決す。

理事会の会議に関しては第26条及第29条の規定を準用す。

第7章 寄付行為の変更並びに解散

第31条 本寄付行為の条項は理事全員の同意を得評議員会に於て出席者の4分の3以上の同意を経たる上、主務官庁の認可を受くるに非ざれば之を変更することを得ず。

第32条 本会は理事全員の同意を得評議員会に於て出席者の4分の3以上の同意を経たる上、主務官庁の許可を受くるに非ざれば之を解散することを得ず。

第33条 本会解散の場合に於ける残余財産の処分は理事全員の同意を得て評議員会に於て出席者の4分の3以上の同意を経たる上、主務官庁の許可を受けて之を決す。

第34条 本寄付行為を施行する為、必要なる細則は理事会の議決を経て別に之を定む。